

一般社団法人 JPTEC 協議会定款施行規則第 7 条第 2 項が示す「JPTEC インストラクターコース規程」、JPTEC インストラクターコースのカリキュラム、開催要件、申請手続について

【JPTEC インストラクターコースカリキュラム】

1. JPTEC について（座学）
2. 指導技法総論（デモンストレーションとディスカッション）
3. 指導技法演習（少人数グループでの実習）
 - ・指導の基本
 - ・伝える（話す・説明する）テクニック
 - ・双方型指導、体験型学習
 - ・指導の流れ
 - ・フィードバック技法
 - ・指導ポイントの示し方
 - ・シナリオを使った指導法
4. 実技試験実施要領（座学）
5. 実技試験評価要領（実習）
6. ムラージュテクニック（座学）
7. 講義、デモンストレーション、デモンストレーション解説の要領（座学）

（細 則）

1. カリキュラム
上記カリキュラムが最低必要である。それに付加することは妨げない。
2. 事前にコースで使用される教材を受講者に提示し、指導技法演習および採点実習に関して、事前準備をさせておくことが望ましい。
3. 試験は実施しない

【インストラクターコース開催要件】

1. 上記カリキュラムを満たすものとする。
 2. 7 時間以上とする。
 3. コース運営担当者 1 名、コース担当責任医師 1 名、コースの質の管理のため、世話人 4 名以上（内 1 名は医学的な質を担保するため医師）を配置する。コース運営担当者やコース担当責任医師が世話人である場合には、それを含めて 4 名以上の世話人がいればよい。
- (1) コース運営担当者
コース運営全般を担当する。

コース運営担当者の要件は JPTEC インストラクターであること。職種は問わない。

(2) コース担当責任医師

コース開催および医学的学習内容の責任者。

修了証に日本救急医学会代表理事および JPTEC 協議会代表理事と連名で署名し発行する。コース担当責任医師の要件は JPTEC インストラクターの資格を持つ医師であること。

4. 各実習ブースには必ず 1 名以上のインストラクターを配置する。

5. 受講者 3 人に対し 1 名のインストラクターを配置する。

なお、上記要件が満たせない場合や特別の事項が生じた場合は指定地域組織の承認を得るものとする。

【インストラクターコース承認要領について】

第 1 申請と報告について

JPTEC インストラクターコースを開催するものは、事前の申請、事後の報告を JPTEC 協議会が定める様式に従い、指定地域組織の代表及び指定地域組織の事務局長あてにその旨を報告しなければならない。

第 2 事前申請について

開催コースの世話人又はコース運営担当者は、原則、コース開催予定日の 30 日前までにその旨を『JPTEC インストラクターコース開催申請書 (様式 4)』により、指定地域組織の代表及び指定地域組織の事務局長あてに事前申請しなければならない。

第 3 事後報告について

開催コースの世話人又はコース運営担当者は原則、コース終了後、30 日以内にその結果を『JPTEC インストラクターコース開催結果報告書 (様式 5)』により、指定地域組織の代表及び指定地域組織の事務局長あてに事後報告しなければならない。

第 4 承認について

指定地域組織の代表は、事前申請に基づき申請された当該コースを指定地域組織の審議にかけ、世話人からの異議がなく、一般社団法人 JPTEC 協議会定款施行規則第 7 条第 2 項が示す「JPTEC インストラクターコース規程」の要件を満たしていると判断したときはこれを承認するものとし、申請者に通知する。なお、審議に際して申請内容に疑義が生じたときは、必要に応じて指定地域組織の代表は申請者に対して報告を求めることができるものとする。